

五監公告第 14 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成29年9月25日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 監査の対象

指定管理者 さくらんど温泉運営グループ [五泉市村松さくらんど温泉及び農村環境改善センター]

商工観光課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の範囲

平成28年度出納その他の事務の執行状況

4. 監査の実施期間

平成29年8月3日～平成29年8月30日

5. 監査の方法及び着眼点

公の施設管理に係る事務の執行、業務管理、運営状況が指定管理者制度導入の目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行い、監査した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導管理は適切に行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

①基本協定書第17条で定める再委託の禁止に係るただし書きの規定により、予め市の承認を必要とする契約について、承認を得ていない事例が見受けられた。適切な事務処理に努められたい。

②自動ドアの保守点検契約書等において、契約年月日の記載がなかったり、収入印紙の貼付・消印がない事例が散見された。印紙税法及び関係法令・規定に基づき、適切な事務処理に努められたい。

(2) 所見

五泉市村松さくらんど温泉及び農村環境改善センターの利用者数は、平成28年度は前年度比で2.3%の減となり、収支決算は赤字となった。今後、一層集客活動に努められるとともに、「市民が明るく健康で豊かな生活を送り、生活文化の向上及び地域産業の発展と健康増進に資するため、温泉機能と多目的機能を有する総合施設」としての設置目的が達成されるよう引き続き努力されることを望むものである。

指定管理者制度は、市と指定管理者との相互信頼に基づいて官民協働により成り立っている。市においては、指定管理者との連携をより密にするとともに、経営安定のために施設の適切な運営管理が行われるよう的確な指導に努められたい。